

議第109号から議第154号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成26年4月16日提出

京都市長 門 川 大 作

議案番号	損害賠償額	事 故 の 概 要	
		被 害 者	損 害 の 程 度
109	円 3,831,154		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
110	3,133,067		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
111	2,963,460		家財等及び車両等の損傷等
112	2,608,881		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
113	2,467,500		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
114	2,251,872		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等

1 1 5	2,163,949		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
1 1 6	1,789,387		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
1 1 7	1,607,221		建物の1階及び外構の損傷
1 1 8	1,574,912		建物の床下, 家財等及び車両等の損傷等
1 1 9	1,507,511		家財等及び車両等の損傷等
1 2 0	1,486,603		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
1 2 1	1,363,066		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等
1 2 2	1,325,336		建物の1階及び外構, 家財等並びに車両等の損傷等

1 2 3	1, 259, 135		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
1 2 4	1, 246, 850		車両等の損傷
1 2 5	1, 138, 954		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
1 2 6	1, 118, 115		建物の1階及び外構の損傷
1 2 7	1, 097, 626		家財等の損傷等
1 2 8	1, 085, 660		建物の床下、家財等及び車両等の損傷等
1 2 9	1, 053, 057		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
1 3 0	1, 032, 750		車両の損傷
1 3 1	1, 029, 983		建物の床下、家財等及び車両等の損傷等

1 3 2	1,013,000		車両の損傷
1 3 3	940,000		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
1 3 4	934,850		車両等の損傷
1 3 5	832,116		建物の1階及び外構の損傷
1 3 6	813,350		車両等の損傷
1 3 7	800,729		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
1 3 8	748,350		車両等の損傷
1 3 9	747,300		車両等の損傷
1 4 0	714,850		車両等の損傷

1 4 1	712,315		車両等の損傷
1 4 2	672,310		建物の床下, 家財等 及び車両等の損傷 等
1 4 3	669,904		建物の床下, 家財等 及び車両等の損傷 等
1 4 4	637,324		建物の1階及び外 構, 家財等並びに車 両等の損傷等
1 4 5	616,850		車両等の損傷
1 4 6	609,469		建物の1階及び外 構並びに家財等の 損傷等
1 4 7	596,207		家財等及び車両等 の損傷
1 4 8	590,184		家財等及び車両等 の損傷
1 4 9	585,211		建物の床下及び車 両等の損傷等

150	561,350		車両等の損傷
151	550,850		車両等の損傷
152	547,354		家財等の損傷
153	539,500		車両等の損傷
154	537,150		車両等の損傷

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。